

リサイクル燃料備蓄センター第1回設工認
5 / 14 ヒアリングの説明要旨

- 当社の設工認変更認可申請書（以下「申請書」という。）の説明に先立って、以下の資料を用いて、当社の設計の進め方を説明する。

設1-補-001： 設工認申請の設計の進め方

- ・設計の各段階で行う設計事項とそのつながり（設計ロジック）を説明することにより、設計の対象設備や施設の基本設計を整理したうえで、設計の流れと設計の各段階で行う設計活動の考え方を説明する。

- 設計の進め方に基づいて申請書の作成に必要な申請対象設備の網羅的な抽出について説明する。

設1-補-002： 設工認申請対象設備の抽出について〔対象設備の抽出方法と抽出エビデンス（図面・リスト等）〕

- ・申請対象設備の抽出の網羅性を示すとともに、施設と条文の対比一覧表の不整合の是正事項を明確化し、網羅性の妥当性を説明する。

なお、設工認申請対象設備が適切に抽出されていることを説明する申請書添付書類3「第3-1表 施設と条文の対比一覧表」の記載に一部不整合が見られたことから、「設工認申請対象設備の抽出について」では、対比基準に対する判断根拠を示すとともに記載の不整合を是正して設工認申請対象設備の抽出に抜けがないことを詳しく説明する。

- また、設工認申請書の記載方法の要点について、以下の資料を用いて説明する。なお、今後審査の段階を踏まえ、作成要領は改訂を図る。

設1-補-003： 設工認申請書の記載方法について

- ・審査の進め方^{*}や先行事業者の審査の知見に倣った申請書の記載方法の要点（本文及び添付書類への記載内容）を説明する。

※：核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（原子力規制庁、2020.9.30）

- 申請対象設備の抽出と申請書の記載方法の考え方を踏まえ、申請内容をより詳しく説明するため、申請書に加えて補足説明が必要な事項の抽出の考え方について、以下の資料を用いて説明する。

設1-補-004： 設工認申請書の記載方法と補足説明事項の抽出について

- ・先行事業者の審査の知見に倣った申請書の記載方法の要点及び詳細設計のうち補足説明をすべきと判断した考え方を説明する。

- 以上の説明により、申請書の作成の考え方及び記載方法並びに申請書を補足する説明事項の抽出方法についてご確認いただく。

以 上